



1 景観ガイドラインの策定に当たって

(1) 目的

「伊勢原市景観ガイドライン(基本編)」は、伊勢原市景観計画を推進するための指針として定めたもので、本市で行われる建築物の建築等や工作物の建設等、また、開発行為などにおいて、良好な景観形成を図る上で必要となる考え方や配慮すべき事項、また、工夫の例などをまとめたものです。

また、景観法に基づく届出や景観条例に基づく事前協議の際に、尊重すべき内容となります。

建築物の建築等や工作物の建設等、また、開発行為などに当たっては、本ガイドラインを参照の上、計画内容などを検討してください。

なお、本ガイドラインに示す内容は、その代表的な取組を示したもので、行為の場所や内容などにより、さらに工夫を加え、より良い景観まちづくりの実現に努めてください。

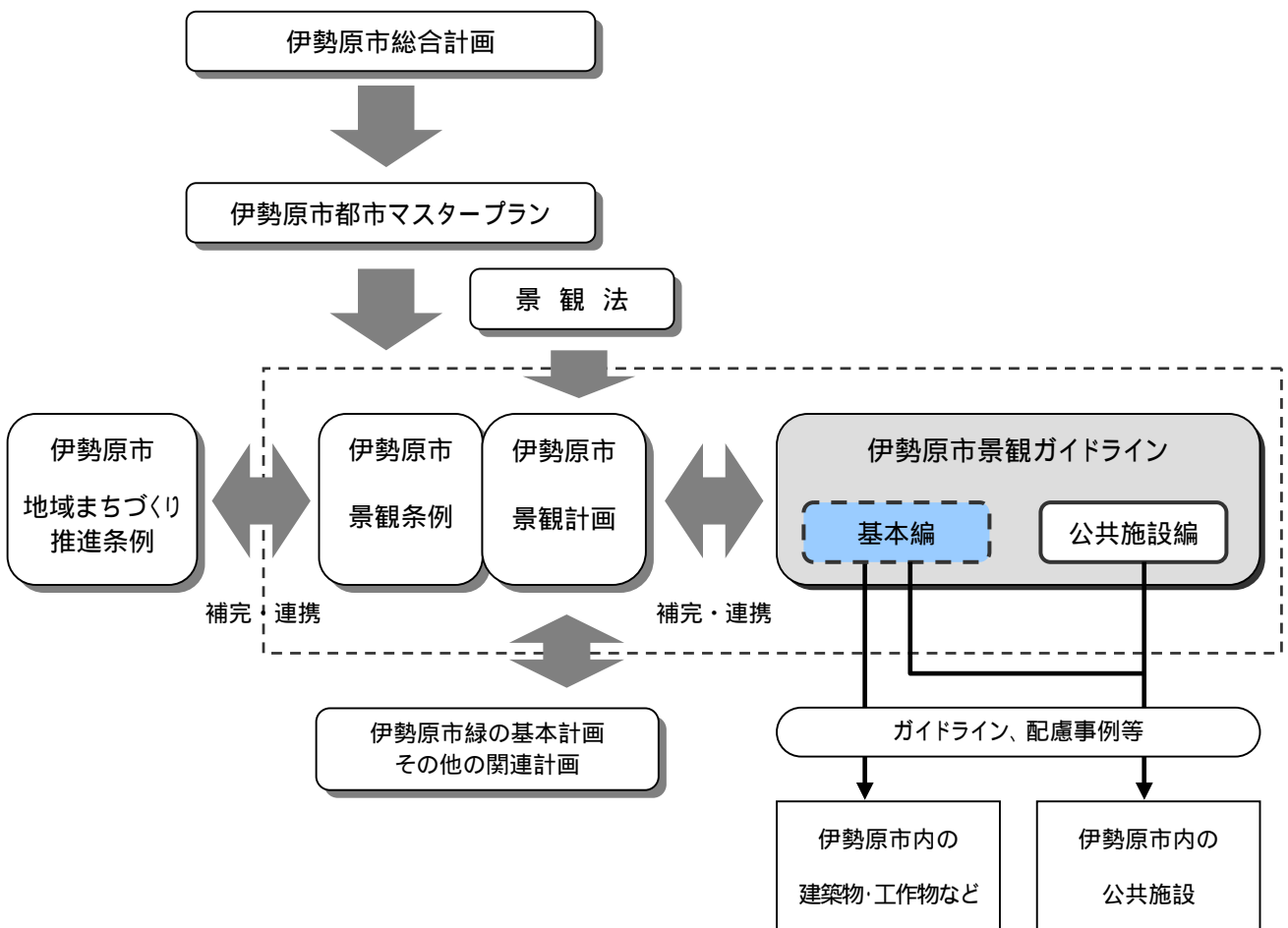


図 - 伊勢原市景観ガイドラインの位置付け

（２）構成

本ガイドラインの構成は、次のとおりです。

表 - 本ガイドラインの構成

1. 景観ガイドライン の策定に当たって	(1) 目的	本ガイドラインの目的や位置付けを示しています。
	(2) 構成	本ガイドラインの構成を示しています。
	(3) 対象区域	本ガイドラインの対象区域を示しています。
	(4) ガイドラインの活用方法	本ガイドラインによる検討の流れを示しながら、活用の仕方やポイントを示しています。
2. 景観まちづくりの基本方針		伊勢原市景観計画に基づく、本市の景観まちづくりの目標と基本方針の概要を示しています。
3. 景観ガイドライン	(1) 景観の顔をつくる 景観づくりの基本方針	景観計画に定められている、交流やにぎわい、もてなし、歴史・文化などをテーマとした、本市を代表する景観の顔をつくるための方針を示しています。
	(2) 景観の骨格をつくる 景観づくりの基本方針	景観計画に定められている、道路や河川などの空間の連続性、また、歴史・文化や大山の眺望などのつながりを生かしながら、景観の骨格をつくるための方針を示しています。
	(3) 地域らしさをつくる 景観づくりの基本方針	景観計画に定められている、歴史や文化を感じることができる社寺や建物、大山道を示す道筋やまちなみ、樹林や水辺などの身近な自然、公園、街路樹など、地域の固有の要素を生かしながら地域らしさをつくるための方針を示しています。
	(4) 行為・項目別 ガイドライン	建築物の建築等及び工作物の建設等、開発行為、土石等の堆積について、その項目ごとに形態又は色彩その他の意匠についてのガイドラインを示しています。
4. 届出対象行為及び 手続	(1) 届出対象行為	景観法及び景観条例に基づく届出対象行為を示しています。
	(2) 手続	景観法及び景観条例に基づく手続の流れとチェックシートの活用方法を示しています。

(3) 対象区域

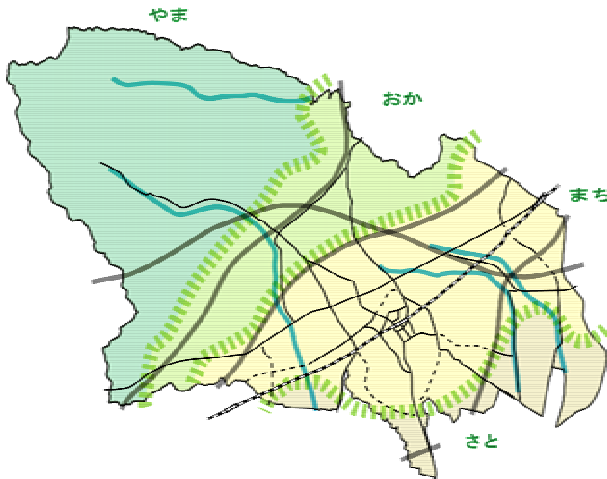
本ガイドラインの対象区域は、伊勢原市景観計画に定められた景観計画区域（市域全体）とします。

なお、景観計画区域（市全体）には次のような地域特性があります。

これら地域特性を踏まえながら、本ガイドラインを活用してください。

「やま」「おか」「まち」「さと」の区域区分は、おおむねの考え方を示しています。

構成される景観要素により、それぞれの地域が相互に入り組み重なる場合があります。



「やま」

多くは、大山丹沢国立公園、県立自然公園に指定され、自然環境が保全されています。自然に恵まれた「やま」の地域の緑は、多くの市民にやすらぎなどを与え、都市生活に様々な効用をもたらしているとともに、本市のシンボリックな景観となっています。また、大山・日向など歴史・文化的資源も豊富です。

「おか」

大山を中心とする山の裾野に広がる丘陵地で、自然と集落地が調和した里地里山環境が形成されています。また、新東名高速道路（伊勢原北インターチェンジ）、国道246号バイパスや県立塔の山緑地公園などが位置する地域です。

「まち」

多くが市街化区域に指定され、住宅系、商業系、産業系など様々な市街地が形成されています。小田急線伊勢原駅や愛甲石田駅、多くの商業業務施設、また市役所やその他公共施設等が集積する行政センター地区などが位置し、本市の都市活動全体を支える中核的役割を担う地域です。

「さと」

農地利用が中心となる地域で、水田の広がる田園風景が広がる地域です。また、歌川や渋田川の遊歩道沿いなど、周辺環境と調和した集落を見ることができ、芝桜などの花の名所も点在しています。

(4) ガイドラインの活用方法

建築物の建築等や工作物の建設等、また、開発行為などに当たっては、次に示す流れにより本ガイドラインを活用し、計画や設計を行ってください。

また、景観法に基づく届出対象でない行為についても、次に示す流れにより景観まちづくりへの配慮や工夫に努めてください。

なお、景観形成基準や本ガイドラインとの適合などについては、別に定める景観まちづくりチェックシートにより行い、必要に応じて市担当窓口で相談及び協議を行ってください。

